

長浜市物品調達入札参加資格審査 申請マニュアル

新規登録または希望業種等の変更を希望する業者

令和6年度分(中間年)

※令和5年度の有資格者名簿に登録されている方で、希望業種等の変更がない方は、申請の必要はありません。

入札参加申請の対象となる機関

長浜市・長浜市教育委員会・市立長浜病院・長浜市立湖北病院

受付期間等

(1) 受付期間

◎市内本店・市内営業所

令和6年1月4日(木)から令和6年1月26日(金)まで【当日消印有効】

◎県内本店・県内営業所・県外

令和5年12月4日(月)から令和6年1月5日(金)まで【当日消印有効】

※地域区分により受付期間が異なりますのでご注意ください。

※上記期間以外での受付はできません。

(2) 申請方法

郵送または持参による申請をお願いします。また、持参による申請でもその場での審査は行いません。

送付先

〒526-8501 長浜市八幡東町632番地 長浜市役所 契約管理課

電話 0749-65-6507(直) FAX 0749-65-6580

※封筒の表に「入札参加資格審査申請」と大きく朱書きしてください。

※郵送・宅配等業者、宅配便の種類は問いません。

(3) 入札参加有資格者名簿への登録

令和6年4月1日(月)を予定しています。

登録結果の通知は行いませんので、市HPの登録業者一覧でご確認ください。

<https://www.city.nagahama.lg.jp/0000000871.html>

(4) 入札参加資格の有効期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで(1年間)

令和5年(2023年)12月
長浜市総務部契約管理課

目次	ページ番号
1 受付対象	…1
2 審査基準日	…1
3 申請者の地域区分・資格の有効期間	…1
4 申請・参加資格	…2
5 入札参加希望種目	…2
6 提出書類等	…2
7 注意点	…2
8 その他	…2～3
9 電子入札について	…3
10 指名競争入札の連絡方法等について	…3
11 郵送について	…3～4
申請書類作成要領	…5～9

長浜市が発注する物品調達の競争入札に参加を希望する方は、以下の要領により申請を行ってください。

1 受付対象

対象者

- ①新規に登録を希望される方
 - ②令和5年度の名簿に登録された現有資格者のうち、希望業種等の変更を希望される方
- ※中間年につき、希望業種等の変更がない場合は、申請の必要はありません。

2 審査基準日

令和6年1月1日

3 申請者の地域区分・資格の有効期間

(1) 申請者の地域区分は次のとおりです。

市内業者	市内本店	長浜市内の本店から申請される方
	市内営業所	長浜市内の支店・営業所・出張所等(以下「営業所」という。)から申請される方
市外業者 (市内業者以外)	県内本店	滋賀県内の本店から申請される方(滋賀県内に本店及び営業所があり当該営業所から申請される方を含む)
	県内営業所	滋賀県外に本店かつ滋賀県内に営業所があり当該営業所から申請される方
	県外	滋賀県外の本店又は営業所から申請される方

※個人申請の場合、委任による営業所(受任者)からの申請はできません。

※複数申請はできません。例:東京都内の本店が大阪府内の支店と滋賀県内の営業所に委任し双方から申請することや、営業所に委任し申請するにもかかわらず本店からも同時に申請すること。

[詳細]市内本店・市内営業所として申請できる要件は次のとおりです。

①市内本店

審査基準日において、入札参加を希望する本店が長浜市内にあり、法人においては、令和5年度の法人市民税の納税地が長浜市となる者

②市内営業所

審査基準日において、入札参加を希望する営業所が長浜市内にあり、法人においては、令和5年度の営業所の法人市民税の納税地が長浜市となる者

(2) 資格の有効期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで(1年間) ※中間年

4 申請・参加資格

次の(1)から(5)の要件を全て満たしていることが必要です。

- (1) 競争入札等に係る契約を締結する能力を有しない者でないこと及び破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (3) 入札参加資格制限を受けていないこと。
- (4) 審査基準日までに営業を開始していること。
- (5) 営業に関し許可、認可等を必要とする場合、審査基準日に当該許可、認可等を受けていること。

5 入札参加希望種目

入札参加希望種目は、(別表1)取扱品目コードに掲げる大分類のうちの2種目以内です。

また、年度途中に入札参加希望種目及びその内容を追加変更することはできませんので、申請書を十分に確認のうえ申請してください。

特に、具体的な指名選定は(様式3)入札参加希望種目記入表(大分類・小分類・品目)の小分類番号・品目番号・具体的品目名への記入内容によりますので、取り扱いのある品目について漏れないよう確実にご記入ください。

なお、指名選定については、原則、市内本店第1希望から順に優先します。

また、毎年各入札参加希望種目における登録業者数の状況や本市の施策(経済対策等)等により、前年度指名された場合であっても次年度は指名されないことがありますので、あらかじめご了承ください。

※入札参加希望種目の内容が正しい登録区分でない場合や「物品調達」以外の入札参加希望種目(例:保守業務は「役務・委託業務」での申請登録区分)を記載している場合は、職権にて訂正(ただし内容の追加は行いません。)、削除する場合があります。

6 提出書類等

提出書類等の作成にあたっては、申請書類作成要領等を参照してください。

なお、「建設工事」、「建設コンサル」、「役務・委託業務」及び「物品調達」は、重複して申請できません。

7 注意点

- (1) (別表1)取扱品目コードの大分類7「車両」の1. 自動車、2. 二輪車(②自転車除く)への登録を希望される場合は、合わせて、各登録項目の車両整備が可能であることがわかる資格または証明書等の提出がなければ登録できません。また、資格または証明書等の内容に変更があった場合も提出が必要です。
- (2) 学校給食物資(長浜市立学校給食センターから、市立幼稚園・小学校・中学校・義務教育学校に提供している学校給食に使用する食材等)の納入を希望される場合は、(別表1)取扱品目コードの大分類5「食品」中の品目を選択のうえ、食品衛生法に基づく保健所の営業許可書及び食品衛生監視票(許可が不要な業種は業務開始報告書)の提出が必要です。

8 その他

- (1) 入札参加資格審査申請書類の記載事項(所在地、商号・名称、代表者職・氏名、電話番号・FAX番号等)に変更が生じた場合、速やかに変更内容を証する書類を添え変更届を提出してくだ

さい(郵送可)。

なお、変更届の様式等については長浜市ホームページのトップページにある「事業者向け」の「入札情報等」に掲載しています。(<https://www.city.nagahama.lg.jp/>)

- (2) 営業許可等の有効期限が到来した場合、速やかに更新許可書等の写しを提出してください。
- (3) 事業者の所在地、商号・名称、代表者職・氏名等が登録された競争入札参加資格者名簿については、公表を行います。
- (4) 申請書及び添付書類について、虚偽記載やそれに類する事項が認められた場合、又は記載内容の証明、確認等で協力がなないときは、入札参加資格の取消、入札参加停止等の措置を取ることがあります。
- (5) 審査の結果、入札参加資格を有すると認められた場合は、令和6年4月1日(予定)に「競争入札参加有資格者名簿」へ掲載しますので、本市ホームページまたは契約管理課の窓口にて各自でご確認ください。
- (6) 学校給食物資については、競争入札参加有資格者名簿に登録され必要書類を提出済の業者の中から、独自の基準に基づき専用の競争入札参加有資格者を選定します。
- (7) 競争入札参加有資格者名簿に登録されても、指名等があることを保証するものではありませんので、あらかじめご了承ください。
- (8) 見積及び入札については、長浜市契約規則、長浜市入札執行要綱、長浜市電子入札実施要綱及び入札心得その他関係法令に基づき執行しますので、事前にご確認ください。

9 電子入札について

物品調達のうち地域区分が「市内本店」であり、入札参加希望業種が「事務・教育用品」・「車両」・「土木資材」のいずれかの入札案件につきましては電子入札システムにより入札を執行しますので、長浜市の電子入札システムへの登録がまだの方は、登録手続きをお願いいたします。
登録手続き等についての詳細は市ホームページで確認願います。

10 指名競争入札の連絡方法等について(9.を除く)

契約管理課で執行している物品調達の指名競争入札については、原則FAXでご連絡させていただきますので、ご注意ください。また、入札書類の配布方法について、窓口配布の他に市ホームページ(入札情報システム)からのダウンロードも可能ですのでご利用ください。

物品調達の一般競争入札については、長浜市ホームページのトップページにある「事業者向け」の「入札情報等」の中にあります「一般競争入札情報」に掲載しておりますので、入札参加を希望される方は随時確認をお願いいたします。

11 郵送等について

入札参加資格審査の申請は、郵送等による送付とします。
電子メール等では受付しません。

(1) 郵送等で申請する場合の注意事項

次の1から4までの事項に同意願います。

1. 送付受付期間終了日以降の消印日の郵便物等は受付しないこと。
2. 送料等が不足している場合、そのまま返送すること。
3. 不足書類の提出について依頼した日から1週間以内に不足書類が届かない場合、受付

を無効とすることがあること。

4. 申請要件を満たさない等受付できない場合、申請者の料金負担で返送(着払い)することがあること。

(2) 郵送等の手順

1. 申請書類一式をクリアファイルに挟み、そのクリアファイルが入る大きさ(A4判以上)の封筒に入れ、表に「入札参加資格審査申請」と大きく朱書きのうえ、**送付受付期間内に到着するよう郵送等で送付してください。**

なお、受領書の送付を希望される場合は、郵便ハガキを1枚同封してください。

※ハガキは、表に送付希望先(申請担当者等)を記入し、裏は何も記入しない(白紙のまま)でください。

※郵便はがきの料金は1通63円ですので、不足がないようご確認ください。

2. 申請書類到着後の受付確認等

不足書類がない場合

→申請書類を受理します。なお、「受領書」の送付を希望された方については、申請担当者宛にハガキを受領書として送付します。

不足書類がある場合

→①申請担当者宛に不足書類の提出について電話又はFAXで連絡しますので、その連絡を受けた日から2週間以内に届くよう送付してください。

→②書類が整った時点で、申請書類を受理します。なお、「受領書」の送付を希望された方については、申請担当者宛にハガキを受領書として送付します。

※不足書類の提出について連絡を受けた日から2週間以内に不足書類が届かない場合、受付を無効とし、すべての書類を申請者の料金負担で返送(着払い)する場合がありますのでご留意願います。

!!メール配信サービス登録受付中です!!

物品調達および役務・委託業務の一般競争入札情報が長浜市HPに掲載された際に、「新着情報あり」としてメールでお知らせします。

「t-nagahama@sg-p.jp」に空メールを配信していただき、折り返しメールに記載された URL を選択し、登録画面へアクセスし「口入札情報」にをいれてください。

QRコードからの登録も可能です。

また、QRコードからLINE アプリによる友だち登録をしていただく事で、LINE アプリにて入札情報等を受け取ることができます。



メール



LINE

		<p><u>メールアドレス</u> 入札通知等の送付に利用する場合がありますので、メールアドレスをお持ちの場合は記入してください。</p> <p>(2) 受任者(委任先) ・個人事業者での申請の場合は委任不可とします。 ・主たる営業所の代表者と受任者の職名は必ず同一でないものとしてください。</p> <p>※(例:〇〇営業所 代表取締役△△)では登録不可。 営業所に所属する権限を委任する者を受任者としてください。 (例:〇〇営業所 営業所長 ◇◇)</p>
2	〔様式②〕 申請書(その2)	<p>入札参加希望種目は、(別表1)取扱品目コードに掲げる<u>大分類(1~20)のうち2種目以内</u>です。</p> <p>特に、<u>具体的な指名選定は(様式3)入札参加希望種目記入表(大分類・小分類・品目)の小分類番号・品目番号・具体的品目名への記入内容によりますので、取り扱いのある品目について漏れのないよう確実にご記入ください。</u></p> <p>なお、<u>年度途中に入札参加希望種目及びその内容を追加変更することはできません</u>ので、申請書を十分に確認のうえ申請してください。</p> <p>※入札参加希望種目の内容が正しい登録区分でない場合や物品調達以外の入札参加希望種目(例:保守業務は役務・委託業務での申請登録区分)を記載している場合は、職権にて訂正(ただし内容の追加は行いません)、削除する場合があります。</p> <p><u>ここからは、(別表1)取扱品目コードをご覧になって記入ください。</u></p> <p>①商号又は名称を記入してください。 ※〔様式①〕申請書(1)で記入した申請者を記入してください。</p> <p>②第1希望・第2希望ごとに希望する大分類番号・大分類名称、小分類番号・品目番号欄に、希望する番号・名称を記入してください。</p> <p>※入札参加希望種目は、<u>大分類2種目以内</u>です。ただし、<u>同じ大分類内であれば、複数(制限なし)選択可</u>。なお、第2希望がない場合は同希望欄に記入する必要はありません。</p> <p>③各小分類に含まれる内容であるものの各小分類内の「品目」に挙げられていないもので“特に”希望する品目がある場合のみ、その具体的な品目名を<u>同行の具体的品目名欄に記入してください(具体的品目名欄は同行の小分類番号欄と品目番号欄に対応していますので、他の行や複数の行に記入することはできません。抽象的な文章は不可で、簡潔な内容とし枠からはみ出さないようにしてください。)</u></p> <p>※例えば、大分類「6電気通信機器」の「1電化製品」を希望する場合、「品目(番号)」に「家庭用電化製品」の項目があることから、一般的に見て「家庭用電化製品」に含まれる「掃除機」や「家庭用冷蔵庫」をあえて具体的品目名欄に記入する必要はありません。</p> <p>④各大分類に含まれる内容であるものの小分類に類似の項目がない場合のみ「9その他」の具体的品目名欄に記入してください。</p> <p>⑤すべての小分類に該当するものがない場合のみ大分類「20その他」の分類「9その他」の具体的品目名欄に記入してください。</p>

<p>3</p>	<p>〔様式③〕 申請書（その 3）</p>	<p>〔上記様式②で、「8薬品」の「1衛生材料」又は「9医療・介護用品」の「1医療機器」を希望する場合のみ〕</p> <p><u>ここからは、（別表2）取扱品目細分類コードをご覧になって記入ください。</u></p> <p>①商号又は名称を記入してください。 ※〔様式①〕申請書（1）で記入した申請者を記入してください。</p> <p>②希望する細分類番号・品目番号欄に、希望する番号を記入してください。 ※複数選択可</p> <p>③各細分類に含まれる内容であるものの各細分類内の「品目」に挙げられていないもので“特に”希望する品目がある場合のみ、その具体的な品目名を同行の具体的な品目名欄に記入してください（<u>具体的な品目名欄は同行の細分類番号欄と品目番号欄に対応していますので、他の行や複数の行に記入することはできません。抽象的な文章は不可で簡潔な内容とし、枠からはみ出さないようにしてください。</u>）。</p> <p>④「衛生材料」又は「医療機器」には含まれる内容であるものの細分類に類似の項目がない場合のみ衛生材料では「18その他」の、医療機器では「21その他」の具体的な品目名欄に記入してください。</p>
<p>4</p>	<p>許認可等証明書の写し</p>	<p>■<u>営業許可等 申請書への記入は不要です。</u></p> <p><u>入札参加希望種目について、営業に関し法令等により許認可等が義務づけられているものについては、その許認可等証明書の写しを提出してください。</u></p> <p>例) 食品衛生法許可／毒物劇物一般販売業／医薬品販売業 高度管理医療機器等販売業・賃貸業／揮発油販売業 液化石油ガス販売事業者／屋外広告業／指定自動車整備事業 自動車分解整備事業／産業廃棄物収集運搬業 等</p> <p>※<u>ISO認証やプライバシーマーク等の提出は不要です。</u></p>
<p>5</p>	<p>食品衛生監視票又は業務開始報告書（食品衛生法に基づく営業許可が不要な業種のみ） ※写し可</p>	<p><u>学校給食物資の納入を希望される方は次のいずれかの書類を添付してください。</u></p> <p>・<u>食品衛生監視票（令和5年4月1日以降に発行されたもの）</u> 乳製品製造業／菓子製造業／乳類販売業／食肉販売業／魚介類販売業 食用油脂製造業／みそ製造業／しょうゆ製造業／ソース類製造業／豆腐製造業／そうざい製造業／めん類製造業 等の営業許可書のある場合</p> <p>・<u>業務開始報告書</u> 食品衛生法に基づく営業許可が不要な業種の場合</p> <p>※食品衛生監視票の交付が必要な方は、最寄りの保健所に連絡してください。施設調査を実施の上、後日、交付されます。</p> <p>手続き等については保健所まで直接お問合せください。</p> <p>滋賀県長浜保健所（長浜市平方町 1152-2） 電話：0749-65-6660</p>

6	<p>添付書類 法人登記事項証明書（現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書） 又は住民票 ※交付されたものをそのまま提出又はコピーしたもので可</p>	<p>・法人申請の場合、令和5年10月1日以降に発行された法人登記事項証明書（現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書）を提出してください。</p> <p>・市内本店で個人申請の場合、令和6年1月1日以降に発行された住民票（住民票記載事項証明書は不可）を提出してください。</p> <p>※住民票は「申請者個人（抄本）」の全部省略のものを添付願います。（本籍地の記載は必要ありません。）</p> <p>※長浜市の住民票交付窓口は、長浜市市民生活部市民課、北部合同庁舎くらし窓口課又は各支所です。本人確認のため、窓口で免許証・保険証等の提示を求められます。また、別世帯の場合は、委任状（証明書類の取得についての委任に関する書面）が必要です。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>マイナンバーカードをお持ちの方は、セブンイレブン、ローソン、ファミリーマート、平和堂、イオンリテール、コープながはま等にあるマルチコピー機で住民票の写しが取得できます。</p> </div> <p>※住民票は、市内業者で個人申請の場合のみ提出が必要です。</p>
7	<p>組合構成員名簿</p>	<p>〔申請者が組合の場合のみ〕</p> <p>・組合構成員の住所、氏名等を記載した名簿を提出してください。</p> <p>※組合とその構成員が同一の入札に参加することについては、公正・公平な入札の執行が阻害されるおそれがあるため、組合とその構成員どちらか一方は指名されないことがあります。あらかじめご了承ください。</p>
8	<p>誓約書 ※写し不可</p>	<p>申請者（本店又は本社）の商号と代表者職氏名の記入及び代表者印もしくは会社実印を押印し、原本を提出してください。</p>
9	<p>納税証明書 ※写し可</p>	<p>令和5年10月1日以降に交付された発行日までの納期到来分について、「未納がない」ことが分かる証明書（完納証明書）を提出してください。</p> <p>なお、法人の場合、決算時期により令和4年度分については、課税がないときは、前年度分でも可とします。また、固定資産税分は、課税がない場合不要です。</p> <p>（法人申請）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国税の2税目（法人税、消費税及び地方消費税） <u>※納税証明書（その3の3）[法人用]</u> ・県税（すべての都道府県税） <u>※県税に未納がないことの証明書</u> ・市町村税（すべての市町村税） <u>※完納証明書（納期到来分について未納のない証明書（市税すべて）</u> <p>（個人申請）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国税の2税目（所得税、消費税及び地方消費税） <u>※納税証明書（その3の2）[個人用]</u> ・県税（すべての都道府県税） <u>※県税に未納がないことの証明書</u> ・市町村税（すべての市町村税） <u>※完納証明書（納期到来分について未納のない証明書（市税すべて）</u> <p>※営業所申請の場合、都道府県税及び市町村税の証明書は、当該営業所の所在地分のみとします。</p> <p>※新たに法人を設立された場合は、「法人設立届出書」「法人の事業開始等届出書」、「法人の設立・事務所等設置届」等を提出してください。</p>

納税証明書の交付、法人設立届出書等については、申請者の納税地を所轄する機関（国税の場合は税務署、県税の場合は都道府県の税務担当課、市町村税の場合は各自治体の税務担当課）にお尋ねください。

なお、各交付機関での納税証明書の交付については、交付申請書への押印や代理人の場合の委任状提出、本人確認等を求められる場合がありますので、あらかじめ各交付機関にご確認ください。

長浜市内に本店又は営業所を有する方へ

※市税については、市県民税（特別徴収分）、軽自動車税、固定資産税及び都市計画税を含む完納証明書（下記の市税窓口で交付）とします。なお、分割納付は不可です（納税証明書が交付されません）。

※ 市税については、納付日から市で収納が確認できるまで数週間を要する場合がありますため、各税の納期限以降1か月は次のことにご協力ください。

●納付書で納付された場合

「領収書」を御持参ください。確認のため御提示をお願いすることがあります。

●口座振替をされている場合

引き落とし口座の「記帳済通帳」を御持参ください。確認のため御提示をお願いすることがあります。

※申請者の納税地が長浜市である場合の所管（交付）機関は次のとおりです。

- ・ 国税 長浜税務署（長浜市高田町 9-3）
電話 0749-62-6144

納税証明書手数料は、収入印紙でのお支払いにご協力ください。窓口での待ち時間が短縮できます。

国税庁ホームページ <https://www.nta.go.jp/>

※申請書様式のダウンロード可

※e-Tax を利用した「納税証明書の電子申請」も可能です。

納税証明書を窓口で受け取る場合、「電子証明書の添付」は不要です。

すでに e-Tax をご利用の場合は、お持ちの利用者識別番号（16桁）をご利用ください。（詳しくは長浜税務署 管理運営部門へお尋ねください。）

- ・ 県税 東北部県税事務所（長浜市平方町 1152- 2 ※旧湖北地域振興局）
電話 0749-65-6606

- ・ 市税 長浜市市民生活部税務課（※代表問い合せ先）
電話 0749-65-6508

※（市税）交付窓口は長浜市市民生活部市民課、北部合同庁舎くらし窓口課及び各支所です。